

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO 法人越前市障がいスポーツクラブ

1 事業実施の方針

今までの活動に加え、障がい者を対象とした共同生活援助事業を開始・運営する。また、そこを拠点に事務局を設置し、各会員や地域住民が情報共有等のコミュニケーションを円滑にとれるように環境を整備していく。さらに活動内容の充実を図り、法人内の課題解決を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲および予定人数	支出見込額(千円)
①障がい者及び地域住民に対するスポーツ・文化の振興に関する事業	①年間を通してのスポーツ教室の実施 フットサル教室 24回/年 今立教室 48回/年 瓜生教室 144回/年 遊び塾 24回/年 ②地域の団体等への出前講座の実施 年6回(不定期) ③スポーツイベントの開催 *越前市障がい者スポーツ祭り	R8.4.1～ R9.3.31	越前市	20名	会員 延2,000人	1,232
		R8.4.1～ R9.3.31	越前市	4名	地域住民 200名	30
		R8.11.5	越前市	17名	会員及び地域住民 100人	180
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、地域生活支援事業、特定相談支援事業	共同生活援助事業の運営	R8.6.1～ R9.3.31	越前市	6名	利用者 (10名)	13,820

③障がい者とその家族等への支援事業	精神保健福祉家族会連合会「こころのサロン芦山会」の運営事業 *毎月第2火曜日に定例会の実施	R8.6.1～ R9.3.31	越前市	2名	家族会会員 延100人	0
-------------------	--	--------------------	-----	----	----------------	---

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
	なし				

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人越前市障がいスポーツクラブ
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	252,000		
賛助会員受取会費	200,000	452,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000	300,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金等	800,000	800,000	
4. 事業収益			
スポーツ・文化の振興に関する事業収益	30,000		
障害福祉サービス事業収益	11,760,000		
障がい者とその家族等への支援事業収益	0	11,790,000	
5. その他収益			
受取利息	2,000		
雑収益	120,000	122,000	
経常収益計			13,464,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	5,400,000		
法定福利費	800,000		
人件費計	6,200,000		
(2) その他経費			
消耗品費	60,000		
賃借料	24,000		
減価償却費	146,000		
租税公課	80,000		
謝金	1,052,000		
イベント費	180,000		
支払家賃	4,000,000		
設備費	1,000,000		
食費	1,680,000		
水道光熱費	840,000		
その他経費計	9,062,000		
事業費計		15,262,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
広告宣伝費	120,000		
業務委託費	120,000		
会議費	10,000		
通信費	24,000		
消耗品費	60,000		
リース料	120,000		
保険料	90,000		
諸会費	16,000		
支払利息	180,000		
コピー機保守	50,000		
その他経費計	790,000		
管理費計		790,000	
経常費用計			16,052,000
当期経常増減額			-2,588,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-2,588,000
前期繰越正味財産額			2,423,919
次期繰越正味財産額			-164,081

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和8年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和 8年 4月 1日～令和 9年 3月 31日

NPO法人越前市障がいスポーツクラブ

科 目		金 額 (単位：千円)	算出根拠(単位：千円)	
I 経 常 収 益 の 部	受取会費	452	会費：@4千×54名=216千、ファミリー会費：@6千×6人=36千 賛助会費：200千(25社：40口@5千)	
	受取寄附金	300	1団体(社会福祉法人北日野こもれび会)	
	受取助成金等	800	越前市@100千、しあわせ福井スポーツ協会@400千、福井県スポーツ協会@100千 赤い羽根共同募金@100千、たねまる補助金@100千	
	事 業 収 益	①(スポーツ・文化の振興に関する事業)事業収益	30	出前講座：年間6回*@5千
		②(障害福祉サービス事業)事業収益	11,760	(6月2名、7月5名、8月7名、9月～翌3月[7ヶ月]10名利用[84名分]) 訓練等給付：5,880千(@70千)、家賃：3,360千(@40千)、 食費1,680千(@20千)、光熱費：840千(@10千)
		③(障がい者とその家族等への支援事業)事業収益	0	運営補助であるため、事業収益なし
その他収益		122	受取利息、自動販売機収益	
経常収益計(A)		13,464		
II 経 常 費 用 の 部	事 業 費	①(スポーツ・文化の振興に関する事業)事業費	1,442	スポーツ教室謝金：1,052千 (今立教室96千、フットサル教室444千、瓜生教室240千、遊び塾192千、他80千) 源泉徴収税：80千、消耗品費：60千、体育館等賃借料：24千、減価償却費：46千 越前市障がいスポーツ祭り：180千(景品60千、お弁当100千、消耗品20千)
		②(障害福祉サービス事業)事業費	13,820	人件費(10ヶ月)：5,400千(管理者2,000千、世話人2,400千、生活支援員1,000千) 社会保険料等(10ヶ月)：800千 家賃4,000千(@400千*10ヶ月)、食費・水道光熱費2,520千(実費=収益と同じ) 設備費1,000千、減価償却費(改修費)100千
		③(障がい者とその家族等への支援事業)事業費	0	運営補助であるため、経費支出なし
	事業費計		15,262	
	管 理 費	人件費	0	
		広告宣伝費	120	パンフレット作成(@100千)、HP費用(@20千)
		業務委託費	120	会計費用(年120千)
		会議費	10	お茶代(定期総会、理事会3回)、会場費
		通信費	24	切手等(@2千*12ヶ月)
		消耗品費	60	事務用品等(@5千*12ヶ月)
		リース料	120	コピー機(@12千*10ヶ月)
保険料		90	スポーツ教室保険：年90千	
諸会費		16	4団体加入年会費	
支払利息		180	12ヶ月*@15千	
保守費	50	コピー機保守料金(@5千*10ヶ月)		
予備費(雑費)	0			
管理費計		790		
経常費用合計(B)=事業費+管理費		16,052		
当期経常増減額(C)=(A)-(B)		-2,588		
III 経常外収益 計(D)		0		
IV 経常外費用 計(E)		0		
当期正味財産増減額(C)+(D)-(E)		-2,588		
前期繰越正味財産額		2,424		
次期繰越正味財産額		-164		

(注) 経常費用の部 管理費 支払利息については、借入金を予定しているため計上。
 ※各事業ごとの収益・費用根拠計算を記入して下さい。
 ※事業費と管理費の区分をして下さい。
 ※算出根拠の欄は仮の記入例としてのものであり計算基礎は各々で変更記入してください。

令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

NPO 法人越前市障がいスポーツクラブ

1 事業実施の方針

共同生活援助事業も安定し、健全な財務状況を目指す。スポーツを通して障がい者や地域住民が事務局や拠点を軸に、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりを行えるように運営体制を整えていく。①～③の事業が連携し、相乗効果が生まれるように意識して、運営をしていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲および予定人数	支出見込額(千円)
①障がい者及び地域住民に対するスポーツ・文化の振興に関する事業	①通年を通してのスポーツ教室の実施 フットサル教室 24回/年 今立教室 48回/年 瓜生教室 144回/年 遊び塾 24回/年	R9.4.1～ R10.3.31	越前市	20名	会員 延2,000人	932
	②地域の団体等への出前講座の実施 年6回(不定期)	R9.4.1～ R10.3.31	越前市	4名	地域住民 200名	30
	③スポーツイベントの開催 *越前市障がい者スポーツ祭り	R9.11.6	越前市	17名	会員及び地域住民 100人	180
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、地域生活支援事業、特定相談支援事業	共同生活援助事業の運営	R9.4.1～ R10.3.31	越前市	6名	利用者 (10名)	15,940

③障がい者とその家族等への支援事業	精神保健福祉家族会連合会「こころのサロン芦山会」の運営事業 *毎月第2火曜日に定例会の実施	R9.4.1～ R10.3.31	越前市	2名	家族会会員 延100人	0
-------------------	--	---------------------	-----	----	----------------	---

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
	なし				

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

NPO法人越前市障がいスポーツクラブ
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	252,000		
賛助会員受取会費	200,000	452,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000	300,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金等	700,000	700,000	
4. 事業収益			
スポーツ・文化の振興に関する事業収益	30,000		
障害福祉サービス事業収益	16,800,000		
障がい者とその家族等への支援事業収益	0	16,830,000	
5. その他収益			
受取利息	2,000		
雑収益	120,000	122,000	
経常収益計			18,404,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	6,480,000		
法定福利費	960,000		
人件費計	7,440,000		
(2) その他経費			
消耗品費	60,000		
賃借料	24,000		
減価償却費	146,000		
租税公課	80,000		
謝金	752,000		
イベント費	180,000		
支払家賃	4,800,000		
設備費	0		
食費	2,400,000		
水道光熱費	1,200,000		
その他経費計	9,642,000		
事業費計		17,082,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
広告宣伝費	120,000		
業務委託費	120,000		
会議費	10,000		
通信費	24,000		
消耗品費	60,000		
リース料	144,000		
保険料	90,000		
諸会費	16,000		
支払利息	180,000		
コピー機保守	60,000		
その他経費計	824,000		
管理費計		824,000	
経常費用計			17,906,000
当期経常増減額			498,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			498,000
前期繰越正味財産額			-164,081
次期繰越正味財産額			333,919

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和9年度年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和 9年 4月 1日～令和 10年 3月 31日

NPO法人越前市障がいスポーツクラブ

科 目		金 額 (単位：千円)	算出根拠(単位：千円)	
I 経 常 収 益 の 部	受取会費	452	会費：@4千×54名=216千、ファミリー会費：@6千×6人=36千 賛助会費：200千 (25社：40口@5千)	
	受取寄附金	300	1団体 (社会福祉法人北日野こもれび会)	
	受取助成金等	700	越前市@100千、しあわせ福井スポーツ協会@400千、福井県スポーツ協会@100千 赤い羽根共同募金@100千	
	事 業 収 益	① (スポーツ・文化の振興に関する事業) 事業収益	30	出前講座：年間6回 * @5千
		② (障害福祉サービス事業) 事業収益	16,800	(毎月10名利用 [120名分]) 訓練等給付：8,400千 (@70千) 家賃：4,800千 (@40千)、食費2,400千 (@20千)、光熱費：1,200千 (@10千)
		③ (障がい者とその家族等への支援事業) 事業収益	0	運営補助であるため、事業収益なし
その他収益	122	受取利息、自動販売機収益		
経常収益計 (A)		18,404		
II 経 常 費 用 の 部	事 業 費	① (スポーツ・文化の振興に関する事業) 事業費	1,142	スポーツ教室謝金：752千 (今立教室96千、フットサル教室144千、瓜生教室240千、遊び塾192千、他80千) 源泉徴収税：80千、消耗品費：60千、体育館等賃借料：24千、減価償却費：46千 越前市障がいスポーツ祭り：180千 (景品60千、お弁当100千、消耗品20千) 人件費：6,480千 (管理者2,400千、世話人2,880千、生活支援員1,200千) 社会保険料等：960千 家賃4,800千 (@400千 * 12ヶ月)、食費・水道光熱費3,600千 (実費=収益と同じ) 減価償却費 (改修費) 100千 運営補助であるため、経費支出なし
		② (障害福祉サービス事業) 事業費	15,940	
		③ (障がい者とその家族等への支援事業) 事業費	0	
		事業費計	17,082	
	管 理 費	人件費	0	
		広告宣伝費	120	パンフレット作成 (@100千)、HP費用 (@20千)
		業務委託費	120	会計費用 (年120千)
		会議費	10	お茶代 (定期総会、理事会3回)、会場費
		通信費	24	切手等 (@2千 * 12ヶ月)
		消耗品費	60	事務用品等 (@5千 * 12ヶ月)
		リース料	144	コピー機 (@12千 * 12ヶ月)
		保険料	90	スポーツ教室保険：年90千
		諸会費	16	4団体加入年会費
		支払利息	180	12ヶ月 * @15千
保守費	60	コピー機保守料金 (@5千 * 12ヶ月)		
予備費 (雑費)	0			
管理費計	824			
経常費用合計 (B) = 事業費 + 管理費		17,906		
当期経常増減額 (C) = (A) - (B)		498		
III 経常外収益 計 (D)		0		
IV 経常外費用 計 (E)		0		
当期正味財産増減額 (C) + (D) - (E)		498		
前期繰越正味財産額		-164		
次期繰越正味財産額		334		

(注) 経常費用の部 管理費 支払利息については、借入金を予定しているため計上。

※各事業ごとの収益・費用根拠計算を記入して下さい。

※事業費と管理費の区分をして下さい。

※算出根拠の欄は仮の記入例としてのものであり計算基礎は各々で変更記入してください。

NPO 法人越前市障がいスポーツクラブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人越前市障がいスポーツクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県越前市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいのある人や地域住民が、スポーツや文化を通して、健康づくり・仲間づくり・生きがいづくりを行い、地域参加、心温まる居場所づくりと、自分の可能性に挑戦することの楽しさを実感できるような社会、また生涯、健康で笑顔で過ごせるユニバーサル・デザイン社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障がい者及び地域住民に対するスポーツ・文化の振興に関する事業
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、地域生活支援事業、特定相談支援事業
- ③ 障がい者とその家族等への支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した、この法人の活動を支援する個人および団体・企業・法人。
- (3) 利用会員 この法人の目的に賛同して、利用することを目的に入会した個人。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
 - (2) 監事 1人または2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人または2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 20 条 顧問として学識経験者を充てることができる。

- 2 顧問は理事長が委嘱する。

(職員)

第 21 条 この法人に、必要に応じ事務局員及びその他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。)

その他新たな義務の負担および権利の放棄

- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第25条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったも

のとみなす。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号および第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 電磁的方法による表決も有効とする。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しな

なければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書

面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 2 項および第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金および会費

(3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第 45 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければ

ならない。

(暫定予算)

第 46 条 第 45 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ暫定予算を講じることができる。

(予備費の設定および使用)

第 47 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所および従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、福井県越前市の社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第

28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、電子公告(法人のホームページ)に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 田辺義明

副理事長 西村佳代子

副理事長 片山恵子

理事 入井忠男

同 谷口哲也

同 赤澤賢一

同 中瀧秀美

同 奥村武男

同 岸下現悟

同 棚田定子

同 藤木久男

同 山口昌己

同 堀江和幸

同	荒井 崇
同	南部浩隆
監事	木原志敏
同	古川則男

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 30 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から 30 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

年会費 大人 2,500 円

(2) 賛助会員

年会費 1 口 3,000 円 (1 口以上)

(3) 利用会員

年会費 大人 2,000 円 子供 1,000 円 ファミリー 3,000 円

(4) 入会金 0 円

附則

この定款は、令和元年 11 月 21 日から施行する。(第 56 条の変更。平成 28 年法改正に伴う変更)

附則

この定款は、令和8年4月1日から施行する。(第5条の変更)